

台風21号で被災された農家の皆様へ

この度の台風21号とその後の豪雨は、高山市の農業に甚大な被害をもたらしました。

被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

農家の皆様には営農の継続と更なるご活躍を願い、関係機関が連携し、さまざまな支援に取り組んでまいります。

高山市長 國島 芳明
飛驒農業協同組合 代表理事組合長 駒屋 廣行
高山市農業委員会 会長 鴻巣 明久



農業関係災害支援制度をご利用ください

市では、台風により被災された農業者の皆様を支援するさまざまな制度を設けています。

対象要件など詳細は農務課までお問い合わせください。

主な内容

1. 農業用施設等災害対策事業

被災した雨よけハウス等の復旧および撤去に要する経費の一部を助成します。

2. 農作物災害対策事業

被災した野菜や花卉、果樹等の樹勢回復や再生産を図るために必要な肥料や農薬、種苗等の購入経費の一部を助成します。

3. 廃棄ビニールの無料受入事業

被災した雨よけハウスの廃棄ビニールや防虫ネット、遮光資材、マイカー線を無料で市が受け入れます。

4. リ災証明書の発行

被災した農業用施設や農地、農作物などの「リ災証明書」を発行します。

5. 農業関係融資制度

被災した農業用施設の復旧や被害を受けた経営の再建に必要な融資の相談を受けます。

農業関係被害に関する総合窓口

場所 市役所6階 農務課
時間 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
電話 35-3141 FAX 35-3166

飛驒農業協同組合の取り組み(主な内容)

対象要件など詳細は最寄りの支店・営農センターにお問い合わせください。

- **農薬とハウス資材の特別価格対応**
作物の病気治療と予防対策として、殺菌剤(農薬)やハウス資材を特別価格で対応します。
- **JA職員によるボランティア作業の実施**
JA職員ボランティアにより、倒壊したハウスの撤去作業を行います。希望される方は、最寄りの営農センター・支店にお申し込みください。
- **災害支援融資を設けました**
特別金利で対応します。ご相談ください。

問合 飛驒農業協同組合
本店営農部 ☎36-3880

